八千代市教育委員会生涯学習部所管施設指定管理者選考委員会設置要領

（設置）

第１条　八千代市教育委員会生涯学習部の所管する施設について，指定管理者候補者を公平かつ適切に選定するとともに，指定管理者の管理運営業務を評価するため，八千代市教育委員会生涯学習部所管施設指定管理者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　選考委員会の所掌事務は，次のとおりとする。

⑴　指定管理者の募集に関すること。

⑵　指定管理者候補者の選定に関すること。

⑶　指定管理者の管理運営業務の評価に関すること。

⑷　その他八千代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めること。

（組織）

第３条　選考委員会は，５名以内の委員をもって組織する。

２　選考委員会の委員（以下「委員」という。）は，次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

⑴　学識経験を有する者

⑵　市の職員

⑶　前２号に掲げる者のほか教育委員会が適当と認める者

３　委員の任期は２年とする。ただし，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

４　委員は，再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第４条　選考委員会に委員長及び副委員長各１名を置き，委員の互選により定める。

２　委員長は，会務を総理し，選考委員会を代表する。

３　副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるとき，又は委員長が欠けたときは，委員長の職務を代理する。

（会議）

第５条　選考委員会の会議（以下「会議」という。）は，委員長が招集し，会議の議長となる。

２　会議は，委員の３分の２以上の出席がなければ開くことができない。

３　議長が必要と認めるときは，会議に委員以外の者の出席を求め，説明又は意見を聴くことができる。

４　会議は，非公開とする。

（委員の除斥）

第６条　委員は，指定管理者の指定を受けようとするもの（以下「申請者」という。）との間に利害関係が認められたときは，会議に出席することができない。

（委員の責務）

第７条　委員は，公平かつ適正に指定管理者候補者を選定し，及び指定管理者の管理運営業務を評価しなければならない。

２　委員は，選考委員会を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

３　委員は，指定管理者候補者の選定に際し，申請者と接触してはならない。

４　委員は，指定管理者候補者の選定に際し，申請者から接触があったときは，速やかにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

（報告）

第８条　選考委員会は，指定管理者候補者を選定し，及び指定管理者の管理運営業務を評価したときは，その結果を教育委員会に報告しなければならない。

（庶務）

第９条　選考委員会の庶務は，施設所管課において処理する。

（その他）

第１０条　この要領に定めるもののほか，必要な事項は，教育委員会が別に定める。

附　則

この要領は，平成２６年１１月６日から施行する。

附　則

この要領は，平成２８年８月１２日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要領は，令和元年７月１９日から施行する。

（経過措置）

２　この要領の施行前に八千代市生涯学習部所管施設指定管理者選考委員会設置要領（以下「旧要領」という。）の規定によりした手続その他の行為は，この要領中にこれを相当する規程がある場合には，この要領の相当規程によってしたものとみなす。

３　旧要領第１条第１項の規定により設置された八千代市生涯学習部所管施設指定管理者選考委員会（以下「旧選考委員会」という。）は，第１条第１項の規定により設置する選考委員会となり，同一性をもって存続するものとする。

４　この要領の施行の際現に旧要領第３条第２項の規定により旧選考委員会の委員に委嘱し又は任命されている者は，第３条第２項の規定により選考委員会の委員に委嘱し，又は任命された者とみなし，その任期は，旧要領第３条第２項第第４号の規定にかかわらず，令和２年１０月２６日までとする。

附　則

（施行期日）

１　この要領は，令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要領の施行前に八千代市教育委員会所管施設指定管理者選考委員会設置要領（以下「旧要領」という。）の規定によりした手続その他の行為は，この要領中にこれを相当する規程がある場合には，この要領の相当規程によってしたものとみなす。

３　旧要領第１条第１項の規定により設置された八千代市教育委員会所管施設指定管理者選考委員会（以下「旧選考委員会」という。）は，第１条第１項の

規定により設置する選考委員会となり，同一性をもって存続するものとする。

4　この要領の施行の際，現に旧要領第３条第２項の規定により旧選考委員会の委員に委嘱し又は任命されている者は，第３条第２項の規定により選考委員会の委員に委嘱し，又は任命された者とみなし，その任期は，旧要領第３条第３項の規定にかかわらず，令和９年８月３１日までとする。